

(目的)

第1条 この要綱は、市民の善良な風俗及び健全な生活環境を保持するため、旅館等の構造、意匠、形態等に関する基準、その建築等に関しての事前協議等必要な事項を定め、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「旅館等」とは、[旅館業法\(昭和23年法律第138号\)第2条第2項](#)に規定するホテル営業及び[同条第3項](#)に規定する旅館営業の用途に供する建築物をいう。

2 この要綱において「建築等」とは、[建築基準法\(昭和25年法律第201号。以下「法」という。\)](#)[第2条第13号](#)に規定する建築、[同条第14号](#)に規定する大規模の修繕、[同条第15号](#)に規定する大規模の模様替若しくは[法第87条](#)に規定する用途の変更又は[建築基準法施行令\(昭和25年政令第338号\)第138条第1項第3号](#)に規定する工作物の築造をいう。

(適用対象地域)

第3条 この要綱を適用する地域は、[都市計画法\(昭和43年法律第100号\)第8条第1項第1号](#)に規定する地域のうち、[次の各号](#)に掲げるものとする。

- (1) 第1種住居地域
  - (2) 第2種住居地域
  - (3) 準住居地域
  - (4) 近隣商業地域
  - (5) 商業地域
  - (6) 準工業地域
- 2 [都市計画法第7条第1項](#)に規定する市街化調整区域並びに[同法第8条第1項第1号](#)に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域で現に存する旅館等について建築等(新築を除く。)をしようとするときは、[前項](#)の規定にかかわらず、この要綱を適用するものとする。

(構造等の基準)

第4条 旅館等の建築等に際しては、[別表](#)に定める旅館等の構造等の基準(以下「基準」という。)に適合するものとする。

(事前協議)

第5条 旅館等の建築等をしようとする者(以下「建築主」という。)は、[法第6条第1項](#)([法第87条第1項](#)において準用する場合を含む。)の規定による確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出日(確認申請書の提出を要しない場合にあつては、工事着手の日)の30日前までに[次の各号](#)に掲げる図書を2部添えて事前協議書([様式1](#))を市長に提出するものとする。ただし、[前条](#)の基準に明らかに適合すると市長が認めるものについては、この限りでない。

- (1) 事前協議に係る建築物の敷地の周囲100メートルの区域内にある建築物の用途別現況図並びに当該区域内の教育施設、児童福祉施設、公園等の配置図(縮尺2,500分の1程度)
- (2) 建築物の配置図(縮尺200分の1程度)、各階平面図並びに建築物の意匠及び色彩を明示した4面以上の立面図(縮尺100分の1程度)
- (3) 各室の詳細図及び展開図(縮尺50分の1程度)
- (4) 門、へい、建築物に設置する広告物並びに屋外照明設備の設置箇所、形状、寸法及び色彩を明示した図面(縮尺100分の1程度)
- (5) その他市長が必要と認める図書

(承認)

第6条 市長は、[前条](#)の事前協議を受理した場合において、建築物が[第4条](#)に規定する基準に適合すると認めるときは、旅館等建築等承認通知書([様式2](#)。以下「通知書」という。)により建築主に通知する。

2 建築主は、確認申請書を提出するときは、[前項](#)の通知書を添付するものとする。

- 3 第1項の通知書を受けた後、当該事前協議の内容を変更しようとする者は、事前協議書に前条に規定する図書のうち当該変更事項に係る図書を添付して提出するものとする。
- 4 建築主は、第1項の通知書を受けた後、相続その他の事由により名義等に変更が生じたときは、遅滞なく旅館等建築等承認名義変更届(様式3)を提出するものとする。
- (勧告)

第7条 市長は、第5条の事前協議書を受理した場合において建築物が第4条に規定する基準に適合しないと認めるときは、旅館等建築等に関する勧告書(様式4)により建築主に対してその計画の中止又は変更を勧告するものとする。

- 2 市長から勧告を受けた建築主は、この要綱の趣旨を十分尊重し、誠実かつ速やかに勧告に応ずるものとする。
- (旅館等建築審査委員会)

第8条 この要綱により、市長から付された旅館等の建築等に関する事項を審査するため、恵庭市旅館等建築審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、第5条の事前協議書及び図書の内容その他市長が必要と認めた事項を審査し、その結果を市長に報告するものとする。
- 3 委員会の委員は、市長が命免する。
- 4 委員会に委員長を置き、副市長である委員をもってこれにあてる。
- 5 委員長は、会議の議長となり、会務を掌理する。
- 6 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
- 7 委員長は、審査のために必要があると認めたときは、建築主その他の関係者の出席を求めることができる。

(事務の所管)

第9条 この要綱に定める事務は、建設部建築指導課が行う。

(補則)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和58年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱実施の日において、法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する建築確認申請が既に受理されているものについては、この要綱は適用しない。

附 則(平成8年3月29日告示第29号)

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則(平成10年3月17日告示第21号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 抄

平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この告示は、平成31年4月10日から実施し、この告示による改正後の恵庭市旅館等建築指導要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表(第4条関係)

区分	基準
構造	1 当該建築物の駐車施設から直接個々の客室に入ることなく、玄関、帳場及び人の専用に供する共用廊下(非常階段及び非常口とみなされるものを除く。)を通過して個々の客室に連絡する構造を有するもの

	<p>2 玄関に目かくし等を設け、宿泊しようとする者が人目に触れずに入れる構造となっていないもの</p> <p>3 駐車施設は、隔壁を設けない構造等としたもの。ただし、宿泊施設として客室を1室しか有しない建築物が数棟立地するような形態の旅館等にあつては、玄関、帳場から容易に見通すことのできる位置に共用の駐車施設を設け、かつ、当該駐車施設以外に駐車のできない措置を講じたもの</p> <p>4 その他市長が不適當と認める構造を有しないもの</p>
<p>意匠及び形態等</p>	<p>1 屋根又は屋上部分に必要以上の装飾のための突起物を設けていないもの</p> <p>2 屋根の形をドーム、円すい形等にしていないもの</p> <p>3 建築物にけばけばしい色彩及び善良な風俗を害するおそれがあると認められる図画等の装飾を用いていないもの</p> <p>4 必要以上に大きく、かつ、けばけばしい広告設備等を設けていないもの</p> <p>5 門、へいについても第1号から前号に類するものであるもの</p> <p>6 その他市長が不適當と認める意匠、形態を有しないもの</p>

様式 略